

議案第 5 0 号

うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成 2 5 年うるま市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「者をいう」を「父母以外の者をいう」に改める。

第 3 条第 1 項第 2 号中「養育者」の次に「及び養育者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のうるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

対象者を拡充するため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 5 1 号

うるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

うるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年うるま市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 3 1 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 4 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 7 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後のうるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2 9 条第 2 項、第 3 1 条第 2 項、第 4 4 条第 2 項及び第 4 7 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前のうるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2 9 条第 2 項、第 3 1 条第 2 項、第 4 4 条第 2 項及び第 4 7 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和6年6月10日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、当該条例を改正する
必要があり提案する。

議案第 5 2 号

うるま市立地企業の支援に関する条例の一部を改正する条例

うるま市立地企業の支援に関する条例（平成 2 4 年うるま市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「沖振法第 2 8 条第 1 項の規定により指定された」を「沖振法第 2 8 条第 2 項第 2 号に規定された」に改め、同条第 6 号を次のように改める。

（6） 産業イノベーション促進地域 沖振法第 3 5 条第 2 項第 2 号に規定された地域をいう。

第 2 条第 7 号中「沖振法第 4 2 条第 1 項の規定により指定された」を「沖振法第 4 1 条第 2 項第 2 号に規定された」に改める。

第 3 条第 2 号中「産業高度化・事業革新促進地域内」を「産業イノベーション促進地域内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 53 号

うるま市水道事業給水条例の一部を改正する条例

うるま市水道事業給水条例（平成 17 年うるま市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の表を次のように改める。

種別	用途別	基本料金（1 月につき）		超過料金（1 立方メートルにつき）
		水量	料金	
専用給水装置	家庭用	8 立方メートルまで	1, 074 円	9～20 立方メートル 209 円
				21～100 立方メートル 232 円
				101～300 立方メートル 266 円
				301 立方メートル以上 292 円
				連合専用給水装置を使用するものは、料金算定の基礎となる使用水量は各世帯均等に使用したものとみなす。
	営業用	10 立方メートルまで	1, 720 円	11～30 立方メートル 232 円
				31～100 立方メートル 266 円
				101～300 立方メートル 292 円
				301 立方メートル以上 314 円
				連合専用給水装置を使用するものは、料金算定の基礎となる使用水量は各世帯均等に使用したものとみなす。

	官公署用	10立方メートルまで	1,945円	11～100立方メートル 266円 101～300立方メートル 292円 301～500立方メートル 314円 501立方メートル以上 347円
	基地用	10立方メートルまで	2,002円	11～100立方メートル 272円 101～300立方メートル 301円 301～500立方メートル 324円 501立方メートル以上 358円
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき 559円		
船舶用給水栓	船舶用	1立方メートルにつき 387円		
私設消火栓	演習用	1個1回3分ごとに 332円		
共用給水装置	家庭用	1世帯当たりの料金は家庭用を適用し、料金算定の基礎となる使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のうるま市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第21条の表は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する水道料金のうち、その算定の基礎となる使用水量に係る期間（以下「算定基礎期間」という。）の初日が施行日以後のものについて適用し、算定基礎期間に施行日前の使用期間を含むものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例第21条の表にかかわらず、施行日から令和7年3月31日までの使用水量に係る水道料金については、附則別表の規定を適用する。
- 4 前項の場合において、令和7年4月1日以後に初めて徴収する水道料金のうち、その算定基礎期間に令和7年4月1日より前の使用期間を含むものについては、附則別表により水道料金を算定する。

附則別表

種別	用途別	基本料金（1月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）
		水量	料金	
専用給水装置	家庭用	8立方メートルまで	1,054円	9～20立方メートル 205円
				21～100立方メートル 228円
				101～300立方メートル 260円
				301立方メートル以上 287円
	連合専用給水装置を使用するものは、料金算定の基礎となる使用水量は各世帯均等に使用したものとみなす。			
	営業用	10立方メートルまで	1,687円	11～30立方メートル 228円
				31～100立方メートル 260円
				101～300立方メートル 287円

				301立方メートル以上 308円
		連合専用給水装置を使用するものは、料金算定の基礎となる 使用水量は各世帯均等に使用したものとみなす。		
	官公署用	10立方メートルまで	1,908円	11～100立方メートル 260円 101～300立方メートル 287円 301～500立方メートル 308円 501立方メートル以上 341円
	基地用	10立方メートルまで	1,965円	11～100立方メートル 267円 101～300立方メートル 295円 301～500立方メートル 318円 501立方メートル以上 351円
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき 548円		
船舶用給水栓	船舶用	1立方メートルにつき 380円		
私設消火栓	演習用	1個1回3分ごとに 326円		
共用給水装置	家庭用	1世帯当たりの料金は家庭用を適用し、料金算定の基礎となる使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。		

令和6年6月10日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例が令和6年10月1日から施行されることに伴い、本市水道事業の健全な経営を図るため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 5 4 号

物品の取得について（はしご付き消防ポンプ自動車（大型高所放水仕様））

次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 はしご付き消防ポンプ自動車（大型高所放水仕様）購入
- 2 物品の数量 1 台
- 3 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 4 契約金額 2 5 0, 8 0 0, 0 0 0 円
- 5 契約の相手方
住 所 那覇市安謝 1 丁目 2 3 番 8 号
商号又は名称 株式会社オカノ
氏 名 代表取締役社長 與儀 盛輝

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

はしご付き消防ポンプ自動車（大型高所放水仕様）購入事業における物品売買契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第 55 号

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、別紙のとおり沖縄県後期高齢者医療広域連合規約を変更するための協議を行うため、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、当該規約を変更する必要があるため提案する。

別紙

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

議案第56号

訴えの提起について（建物明渡等請求事件）

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名

建物明渡等請求事件

2 当事者

- （1） 原告 うるま市みどり町一丁目1番1号
うるま市 代表者 うるま市長 中村 正人
- （2） 被告 うるま市与那城屋慶名467番地71
株式会社琉球プロジェクト 代表取締役 XXXXXXXXXX

3 請求の趣旨

- （1） 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載①から⑦までの建物を明け渡せ。
- （2） 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載⑧の土地を明け渡せ。
- （3） 訴訟費用は被告の負担とする。

4 事件の概要

- （1） 被告は、本市が、あやはし館の設置及び管理に関する条例（平成24年うるま市条例第6号）又はうるま市公有財産規則（平成19年うるま市規則第11号）に基づく使用を許可していないにもかかわらず、あやはし館の建物及び土地の一部を不法に占有し続けており、明渡しに応じない。
- （2） そのことから、本市は、被告に対し、物件目録記載の建物及び土地の所有権に基づき建物明渡等請求訴訟を提起するものである。

5 訴訟遂行の方針

必要がある場合は、訴えの取下げをし、上訴し、又は和解するものとする。

令和6年6月10日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

建物明渡等請求訴訟を提起するには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

別紙

物 件 目 録

【建物】

所 在 地 うるま市与那城屋平4番地
構 造 鉄筋コンクリート造2階建
床 面 積 1階 1140.86平方メートル
2階 833.82平方メートル

上記建物のうち、1階の別紙図面の黒太線内部分306.799平方メートル
(内訳)

- ① 通路 9.09平方メートル
- ② 食堂 126.74平方メートル
- ③ パントリー 8.47平方メートル
- ④ 厨房 52.17平方メートル
- ⑤ 食品庫 6.91平方メートル
- ⑥ ウッドデッキ2 84.678平方メートル
- ⑦ 廃材置き場 18.741平方メートル

【土地】

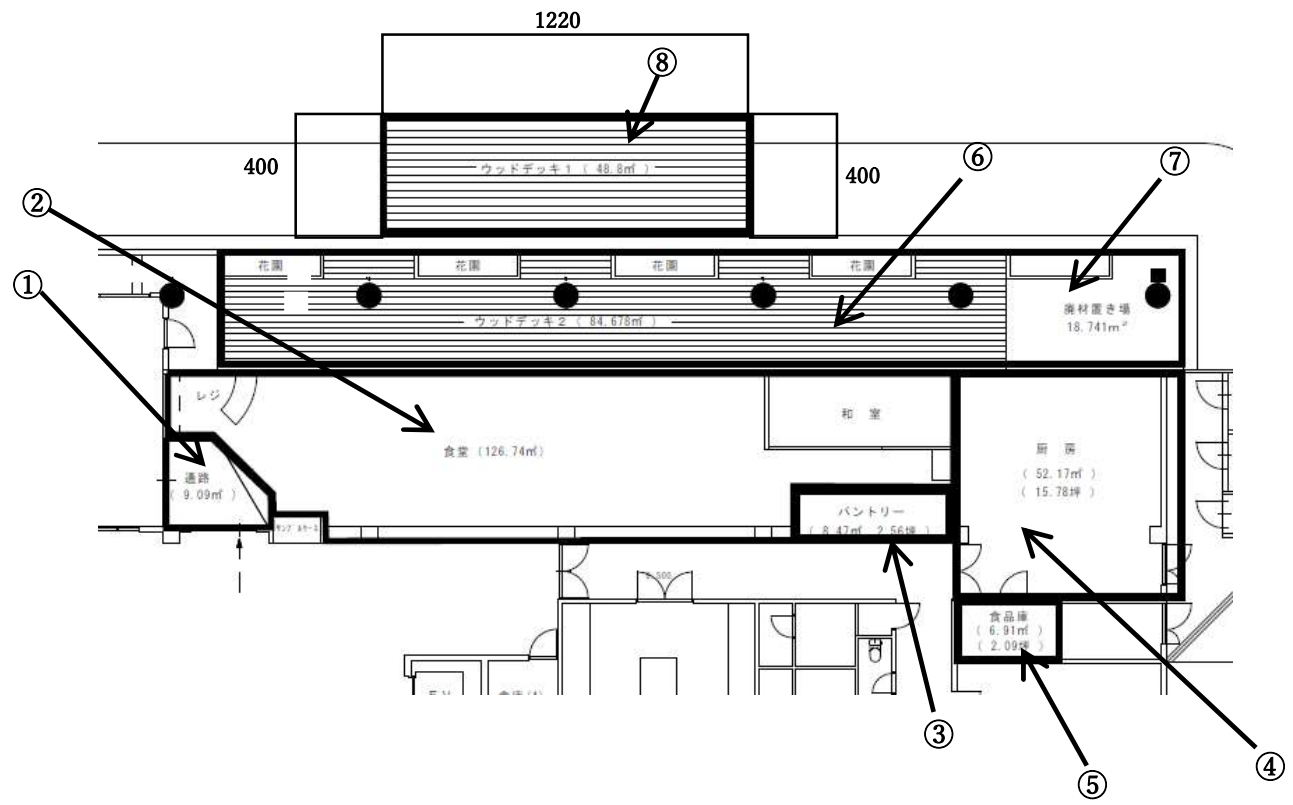
所 在 うるま市与那城屋平4番地

上記土地のうち、別紙図面の黒太線内部分48.8平方メートル
(内訳)

- ⑧ ウッドデッキ1 48.8平方メートル

以上

別紙図面



議案第 57 号

具志川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更について

具志川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

令和 2 年 2 月第 136 回うるま市議会 議案第 15 号で議決された具志川地区土地改良事業（農業用排水施設）について計画変更したいので、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

計画の変更内容

	変更前	変更後	増減
1. 受益面積	9.7ha	9.7ha	—
2. 主要工事	(千円)	(千円)	(千円)
工事費	240,900	376,266	135,336
水田かんがい施設工	40,000	41,057	1,057
給水栓設置工	28,200	25,702	△2,498
排水路工	120,000	242,981	122,981
附帯工	15,700	26,821	11,121
防災工	37,000	38,515	1,515
擁壁工		1,190	1,190
測量試験費	53,600	111,000	57,400
現場技術業務	19,500	43,500	24,000
委託費	34,100	67,500	33,400
用地及び補償費	50,500	50,500	0
3. 総事業費	345,000	537,766	192,766
4. 工期	令和2年度～ 令和6年度	令和2年度～ 令和8年度	2年延長
5. 総費用総便益比	121%	114%	△7%

・要因としては、実施設計時の測量結果から水路勾配が計画勾配よりゆるくなったため水路断面が大きくなったことに加えて、資材及び人件費等の物価上昇により全体的な工事費が増加した。測量試験費についても工期の延長及び人件費の上昇により現場技術業務費が増額となり、用地買収における測量面積が増えたことにより委託費も増額となった。

議案第 5 8 号

うるま市市道路線の認定について

うるま市市道路線を次のとおり認定するに当たり、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求める。

路線の認定

No.	路線名	起点	終点	主要な 経過地
1	栄野比 1－7 4 号線	栄野比 1－3 号線	栄野比 1－3 号線	栄野比
2	豊原 5－6 6 号線	県道 3 6 号線	県道 3 6 号線	豊原

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

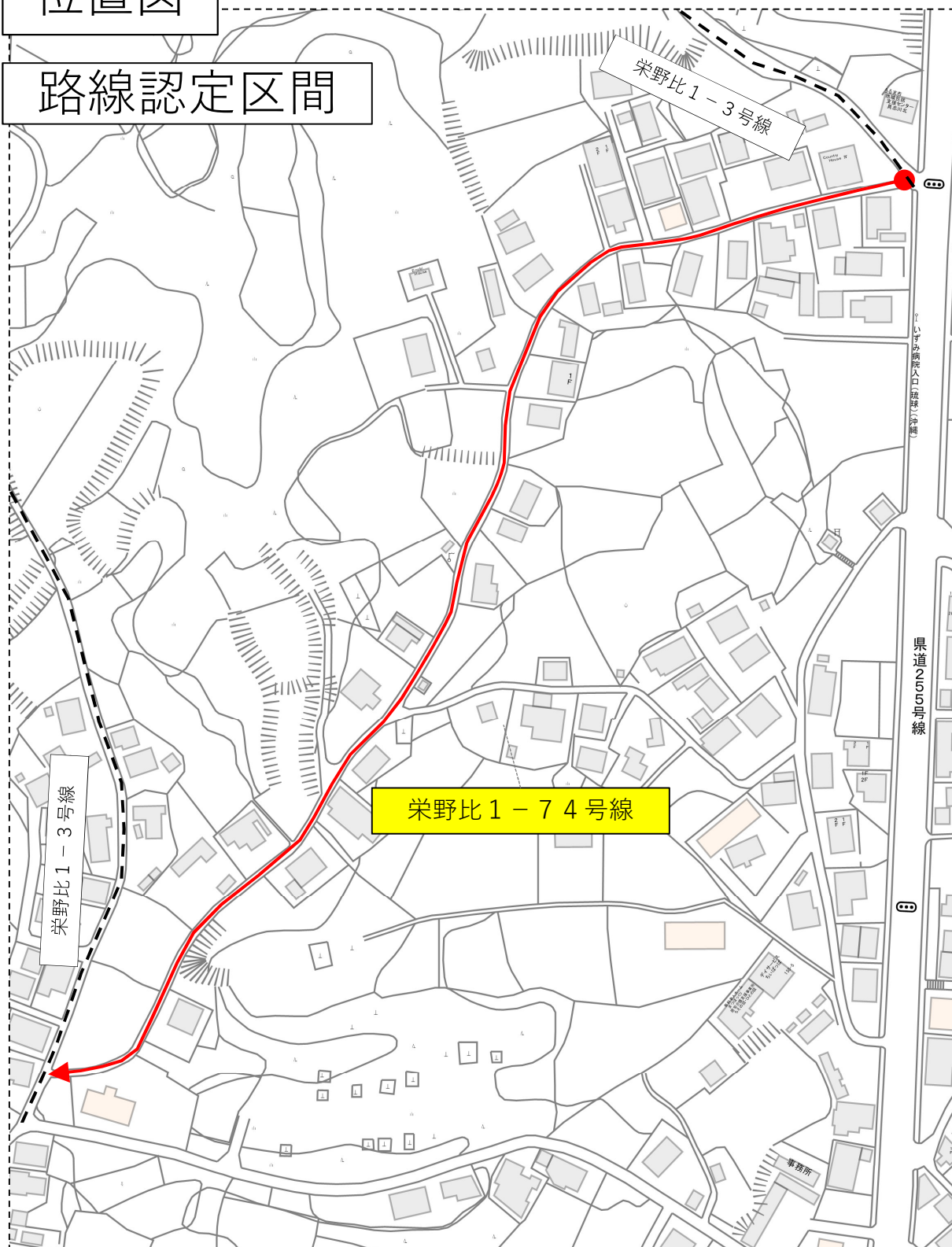
うるま市長 中村 正人

提案理由

道路の新設及び改良に伴い、市道の認定を行う必要があるため提案する。

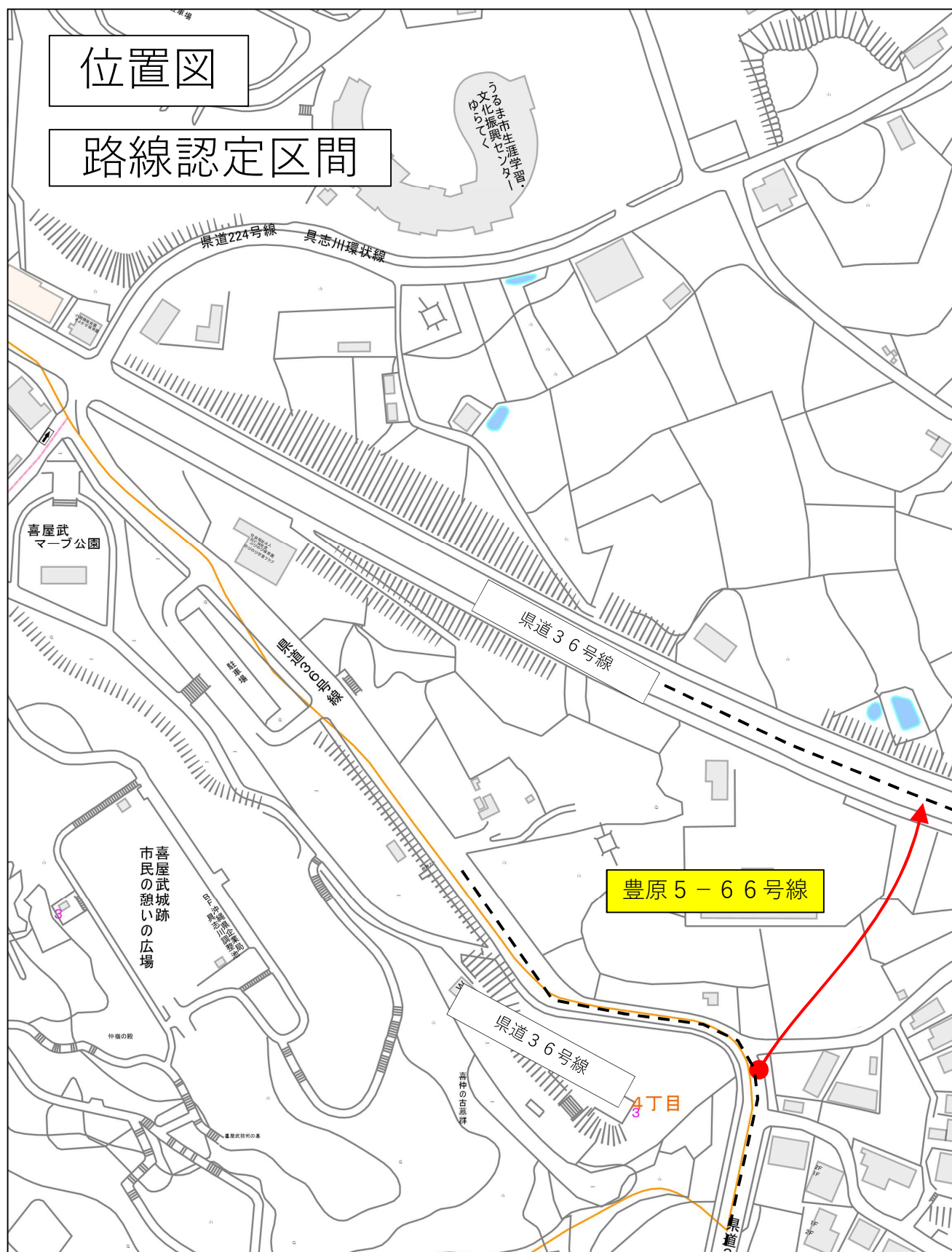
位置図

路線認定区間



位置図

路線認定区間



議案第 59 号

うるま市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例

うるま市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例
(令和元年うるま市条例第 18 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「特定業務施設の用に供する」を「特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する」に改める。

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のうるま市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 19 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のうるま市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 19 日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

令和 6 年 6 月 10 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。